

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成22年12月2日（木） 本社11F会議室	
出席委員	根岸 哲（大学教授） 宮川 豊章（大学教授） 笹野 哲郎（弁護士）	
審議対象期間	平成21年9月1日～平成22年3月31日	
抽出案件	抽出案件 3 件	(備考)
条件付一般競争	2 件	・撫養橋他2橋耐震補強工事 ・平成22年今治管内橋面防水他工事
一般競争	1 件	・ETC 発進制御機駆動部機器購入
委員からの意見・質問、それに対する応答等	意見・質問	回答
	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・意見の具申、勧告はなかった。	

別 紙

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について説明 なし</p> <p>②指名停止等運用状況について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札後、業務内容の認識差異を理由に契約を辞退した者に対して、指名停止としているがどういった内容か。 ・ 自治体などでは、同様な案件の場合資格そのものを取り上げることがあるが、同じようなことか。 ・ 本四にも参加資格停止という措置はあるのか。 ・ 指名停止期間3ヶ月というのは、重い措置か。 <p>③条件付一般競争：撫養橋他2橋耐震補強工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価における品質管理に関する留意事項の技術評価基準中、「不適切ではないが、一般的な事項になっている」ため、配点「0」としているが、不適切な場合はどうなるのか。 ・ 変位制限構造や段差防止構造などは、中の鉄筋に引っかかりきっちりした施工ができない例があるが、今回の場合はどうか ・ そのような施工方法は、総合評価における技術評価の対象とされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3D撮影業務において、当該業者は単眼撮影後の編集段階において3Dに加工を行う想定としていたが、仕様では複眼による3D撮影であった。結果、当該業者は、契約を辞退した。 ・ 競争参加資格を停止すると参加資格そのものがなくなるが、ここでの措置は3ヶ月間指名及び一般競争による競争参加ができないというもので、資格停止よりは軽い措置である ・ ある。 ・ 他の事例と比較し、比較的重い方である ・ 不適切な場合は、その前段の施工計画の技術審査で競争参加資格を認めないこととしている。 ・ 工事の施工前にRCレーダーという電磁波を使用し探査したり、実際に鉄筋をはつるなどをし、位置の確認を行っている。現在のところ問題はない。 ・ 本件では、橋梁本体構造への損傷防止対策における技術評価の対象としているが、電磁波を使用する提案では一般的な事項であるため配点はしていない。

意見・質問	回答（説明を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認結果通知を受けた後に2者辞退しているが、評価が低いことを懸念しての辞退か。 ・であれば、辞退理由はどのようなことが想定できるか。 ・総合評価落札方式において、評定点が高く入札価格の高い者が、評定点が低く入札価格の低い者を逆転するケースはあるのか。 <p>④条件付一般競争方式：平成22年今治管内橋面防水他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この案件は、当初広告において競争参加資格確認申請書の提出者が無く、技術要件を緩和して、再度広告したという説明であるが、具体にはどのようなことか。 ・今回については、致し方ないと思う。 ・3番目の業者は、施工計画における加算点が極めて低い。 ・落札率が比較的高いようであるが、舗装工事の落札率はこのようなものか。 <p>⑤一般競争：ETC発進制御機駆動部機器購入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価点については、通知していない。 ・例えば、配置予定技術者が配置できなくなるなど何らかの理由で、競争参加資格要件を満たさなくなったためではないかと推測するが、実態は解らない。 ・まれではあるが、そのようなケースはある。 <ul style="list-style-type: none"> ・供用中の自動車専用道路の施工実績を過去10年としていたところ過去15年とし、また、一般国道における施工実績を加えた。さらに、配置予定技術者の実績において、過去10年としていたところ過去15年とするなど要件を緩和した。 ・技術要件の緩和については、悩ましい問題ではあるが、今回については致し方ないと考えている。 ・施工計画の内容が一般的な記述であり加算点は低いが、技術審査において適正な工事が実施できる者であることは認めている。 ・最近の舗装工事であれば、比較的低い落札率である傾向にあり、一概には言えない。

意見・質問	回答（説明を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札後の落札結果を官報公示しているが、契約締結はその後になるのか。 ・ 入札参加者が1者であるが、この者は元々周辺機器の製作者か。随意契約にすることも考えられるのか。 ・ もう少し柔軟に対応し、随意契約にするなど発注の手間を省けないものか。 ・ 競争参加資格の中に迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制とあるがそういったことも契約内容となっているのか。 ・ WTO案件は、かなり仰々しい手続であるが、競争性、透明性の観点から必要である。 ・ ETC制御機駆動部の改修は、車への擦過痕を軽減するためか。 <p>⑥「随意契約の見直し計画」（平成20年3月31日）のフォローアップについて説明</p> <p>今回の入札監視委員会の審議において、意見の具申又は勧告はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札後速やかに契約を締結することに問題はない。 ・ 周辺機器の製作者である。ETC関連機器を取り扱っている者について、10者程度確認していることから一般競争とした。 ・ 競争性、透明性確保の観点からこういう手続をとっている。 ・ アフターサービス・メンテナンスは、契約内容とはなっていない。別途契約によりその都度修理の依頼を行う。なお、日常点検については別途、他の業者と契約を締結している。 ・ そのとおりである。